

議案第 8 号

太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止となることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市個人情報保護条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。